

地域指定年度	平成17年度
計画策定年度	平成18年度
計画見直し年度	平成24年度
	平成29年度

一関農業振興地域整備計画書

平成30年4月

岩手県一関市

目 次

第1 地域の振興方向

- 1 振興の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) まちづくりの基本方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 基本的な農業振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (3) 本市の農業生産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の特色・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2 農用地利用計画

- 1 土地利用区分の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 土地利用の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - ア 土地利用の構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - イ 農用地区域の設定方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (2) 農業上の土地利用の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - ア 農用地等利用の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - イ 用途区分の構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - ウ 特別な用途区分の構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 農用地利用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第3 農業生産基盤の整備開発計画

- 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 農業生産基盤整備開発計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・・・・・ 17
- 4 他事業との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第4 農用地等の保全計画

- 1 農用地等の保全の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (1) 災害からの農地保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (2) 農地保全と耕作放棄地の拡大防止・・・・・・・・・・・・ 18
 - (3) 土地改良施設の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 農用地等保全整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 3 農用地等の保全のための活動・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (1) 災害からの農地保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (2) 農地保全と耕作放棄地の拡大防止・・・・・・・・・・・・ 20
 - (3) 鳥獣被害の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 4 森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・・・・・ 21

第5	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	22
	（1）効率的かつ安定的な農業経営の目標	22
	（2）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	25
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	25
	（1）農地中間管理事業を活用した農用地の集積・集約化	25
	（2）農地利用集積円滑化団体を活用した農用地の利用調整活動	25
	（3）集落営農組織の設立及び法人化に向けた支援	25
	（4）認定農業者・認定新規就農者等の担い手の育成・確保	26
	（5）農業者の経営管理能力の向上支援	26
3	森林の整備その他林業の振興との関連	26
第6	農業近代化施設の整備計画	
1	農業近代化施設の整備の方向	27
2	農業近代化施設整備計画	29
3	森林の整備その他林業の振興との関連	29
第7	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	30
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	30
3	農業を担うべき者のための支援の活動	30
4	森林の整備その他林業の振興との関連	31
第8	農業従事者の安定的な就業の促進計画	
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	32
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	32
3	農業従事者就業促進施設	32
4	森林の整備その他林業の振興との関連	32
第9	生活環境施設の整備計画	
1	生活環境施設の整備の目標	33
2	生活環境施設整備計画	33
	（1）生活環境施設の整備	33
	（2）農村との交流の促進	33
	（3）美しい農村景観の保全	34
3	森林の整備その他林業の振興との関連	35
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	35

別添

- 1 土地利用計画図 (附図 1 号)
- 2 農業生産基盤整備開発計画図 (附図 2 号)
- 3 農用地等保全整備計画図 (附図 3 号)
- 4 農業近代化施設整備計画図 (附図 4 号)

第1 地域の振興方向

1 振興の方向

(1) まちづくりの基本方向

本市は、平成 17 年 9 月に旧一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村及び川崎村の 1 市 4 町 2 村が合併し誕生、その後、平成 23 年 9 月に藤沢町と合併し、現在の「一関市」となった。

現在、合併前のそれぞれの市町村では魅力あるまちづくりを進めるとともに、生活圏・経済圏・文化圏を同じくする地域として、連携し、協力し合いながら地域づくりに取り組んでいる。

本計画は、こうした状況を踏まえたうえで、総合的な土地利用計画の見直しを行うとともに、農村の活性化や他産業との関わり等を考慮しながら、今後 10 年間の農業振興の方向を定めるものである。

その策定にあたっては、一関市総合計画基本構想に掲げた、まちの将来像「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関」を実現するため、次の 5 つの目標に基づいた農業振興を図るものとする。

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

まちを持続的に発展させていくためには、地域を支える産業を振興し、一人ひとりが持てる力を発揮することができる場を創出することが必要です。

地域資源や地域特性を生かした事業の創出や誘致に取り組むとともに、既存産業の振興を図り、若者が地域に定着する魅力あるまちを目指します。

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

活力ある地域となるためには、新しい風を呼び込み、市内外で交流、連携し、市民活動や経済活動を活性化させていかなければなりません。

人、もの、情報が行き交うための基盤整備を促進するとともに、国際化に対応した地域づくりを進め、活発な交流により活力あるまちを目指します。

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

将来にわたって誇れるまちづくりを進めるためには、家庭、地域、学校、企業、行政などが一体となり、次代を担う人材を育てることが必要です。

市民一人ひとりが生涯にわたっていきいきと暮らしながら、子どもを安心して生み育てられる環境づくりにみんなで取り組み、自らが輝き、人が集うまちを目指します。

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

豊かな自然は市民の心の支えであり誇りでもあることから、この貴重な自然の恵みを確実に次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

自然環境と調和した快適で住み良い生活環境の整備を進めていくとともに、省エネルギー、再生可能エネルギーの取り組みを推進し、循環型社会の構築にみんなで取り組み、環境にやさしいまちを目指します。

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

市民誰もが健康で心豊かに自立した生活を送るためには、市民、地域、企業、行政などが一体となって安全な環境を築き、市民が互いに支え合い安心して暮らせることが必要です。

東日本大震災等の経験を踏まえ、災害に強いまちを目指すとともに、市民の健康に関する意識の向上を図り、健康寿命を延ばすための取り組みを進め、いつまでも笑顔で暮らすことができるまちを目指します。

(2) 基本的な農業振興

本市では、農業従事者の減少と高齢化、遊休農地の増加等の様々な課題が顕在化しており、農業構造の転換期を迎えている。また、他産業への就業による兼業化が進み、基幹的農業従事者数が大幅に減少し、担い手不足が深刻化している。

こうした状況に対処するため、地域のあるべき姿や、地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）を明確化した「地域農業マスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）を各地域や集落において作成し、農用地の集積・集約化、機械施設の効率的利用による低コスト化等を行い生産性の高い農業経営の目標を掲げ、その実現に向けた取り組みを展開している。

また、国においては、新たな「食糧・農業・農村基本計画」を策定（平成27年3月31日閣議決定）し、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保、農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農用地の集積・集約化等に取り組むこととされた。

今後は、農地中間管理事業の活用等により、マスタープランの中で明確化された中心経営体の育成を進めるとともに、これら経営体への園芸品目の導入や6次産業化等の経営の多角化、麦・大豆・飼料作物等を組み合わせた効率的な農業経営を支援し、経営基盤の強化を図るものとする。

併せて、マスタープランの実現に向け、新規就農者や中心経営体を認定農業者へ誘導するとともに、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体と連携しながら、認定農業者の農業経営改善計画や認定新規就農者の青年等就農計画の達成に必要な生産方式の合理化、経営管理の高度化、農業従事者の態様の改善のための指導や研修等を実施する。

新規就農者の育成については、一関地方農林業振興協議会（市、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体で構成）の「新規就農トータルサポートシステム」により、研修から就農までを支援する。

(3) 本市の農業生産

自然条件と地域の特性を活かし、水稻を中心に畜産、野菜、花き、果樹等を組み合わせた複合経営を展開するとともに、基盤整備事業、農地中間管理事業の活用、集落営農組織の法人化等の推進に取り組み、効率的かつ安定的な農業経営を目指している。

その結果、米、肉用牛、豚、トマト、なす、きゅうり、ピーマン、小菊、りんご等のブランド化が進められている。今後も安全で良質な農畜産物を安定的に生産し、消費者から信頼される産地づくりを推進するとともに、地産地消・地産外商による販路拡大を進め、豊かな自然により育まれる一関のめぐみのブランド化を目指す。

特に、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災に伴う福島原発事故に起因する、放射性物質汚染被害農用地等の除染や廃棄物の処理を進めるとともに、良質な一関市産の農畜産物を内外に発信することにより風評被害対策の取り組みを強化し、生産者の意欲向上と産地強化を図る。

また、GAP（農業生産工程管理）の認証取得については、農産物の安全性を確保し、より良い農業生産を実現する取り組みとして、関係機関と連携し取得の支援を図る。

【作目別の取り組み】

① 水稲

平成 29 年度の生産調整実績は、生産目標面積 6,303ha に対し、作付面積 5,856ha、作付率 92.9%となっている。

米を取り巻く環境の変化に対応するため、消費者や実需者と情報交換を行い、消費者ニーズや市場動向に即した「売れる米づくり」を進める。

全域で「安全・安心」をキーワードに、特別栽培米や限定純情米の栽培に取り組み、高品質・良食味米の安定生産を徹底するほか、中山間地域の景観を活かした天水田米等の特色ある米づくりや、一関地域の巖美地区を中心とした加工用もち米の団地的生産に取り組み。

また、産地として生産者の「顔」が見える販売を進めるため、生産管理状況（GAP、栽培記録簿）を提供し、取引卸業者との結びつきの強化と信頼される産地を確立するとともに、首都圏での販売促進キャンペーンや、消費者を招いた田植え体験や稲刈り体験、意見交換会等を開催し、多様な流通チャンネルの確保に向けたマーケティングの取り組みを推進する。

新品種「金色の風」は、県内の平成 29 年産の作付面積 109 ha うち、本市と平泉町で 27.5 ha 作付けを行った。本市では、一関地域と花泉地域において、選定要件を満たした担い手を対象とした研究会で栽培し、食味ランキング「特A」を目指すとともに、ブランド米産地の地位を確立できるよう取り組みを行う。

新品種「銀河のしずく」は、本市は栽培適地外となっているが、栽培適地実証ほど平成 29 年産の栽培を行っており、出荷基準を満たし、栽培適地と認められるよう努める。

② 園芸、麦、大豆、飼料作物

園芸は、温暖な立地条件を最大限に活かした産地確立を目指し、きゅうり・トマト・なす・ねぎ等の果菜・葉菜類や、小菊・りんどうの花き等の地域振興作物の導入・拡大を推進し、多様化する流通に対応できる産地体制の整備を進め、安定供給や業務・加工向けの多角的な販売システムを確立する。

麦、大豆、飼料作物は、団地化を図り、実需者の要望に即応した高品質生産、あわせて低コスト生産を進め、集落営農の基幹作物として位置づける。

また、地域特産作物を設定しながら、これら作物の重点的な生産振興により、個性ある産地確立を推進する。

a 地域特産作物

なたね、エゴマ、そば

b 地域振興作物

きゅうり、トマト、なす、ねぎ、ピーマン、いちご、スイートコーン、寒締め白菜、たまねぎ、ブルーベリー、えだまめ、りんどう、小菊、葉たばこ

③ 果樹

りんごを中心に、地域特性を活かした多様な品目の導入を推進している。優良品種への改植を促進し、人工受粉機及び摘花・摘果剤の利用促進等による省力化及び軽作業化を図るとともに、産地において労働力を調整する体制づくりを進める。

また、需要動向に対応する高品質果実の安定生産を図りながら、担い手を中心とした活力ある産地の確立を目指す。

特にりんごは、贈答用や産地直売による地場販売等の個別出荷が行われており、今後、高性能選果機等の導入による高品質の商品作りを目指す等、消費者ニーズや市場動向に対応した対応を図る。

④ 畜産

肉用牛及び酪農生産は本市農業の基幹部門であり、中山間地域・土地利用型畜産として重要な位置を占めている。

今後は、肉用牛及び酪農の収益力・生産基盤を強化し、国際競争力の強化を進めるため、畜産農家をはじめとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みをフルに活用し、生産コストの削減・規模拡大を進めるとともに、公共牧場やコントラクターを活用し生産力の強化を図り、安心・安全な地域の特色を活かした畜産の生産振興により、豊かなめぐみが育む一関のブランドづくりを目指す。

特に肉用牛は、「いわて南牛」ブランドを確立するため、首都圏へ安定的に出荷する飼養頭数を確保するとともに、県内でのと畜頭数を増やすことで、市場関係者、卸売業者やレストラン等へ「いわて南牛」取扱量の普及定着を図り、有利販売と販路の拡大に努める。

※ 農畜産物の放射性物質濃度検査について

市民や生産者等からの測定依頼に対し、南部及び北部農業技術開発センターにおいて、簡易測定検査を実施している。測定結果は、市のホームページで月1回、検体ごとの生産地や測定結果を公表（測定依頼者の同意分のみ）しているほか、関係機関に情報提供する等、放射線影響の状況を情報発信している。

また、県では、国の考えに基づく精度の高い放射性物質濃度検査をサンプリング方式で実施しており、この検査結果についても、市のホームページで公表している。

2 計画の特色

本計画では、農業振興や農村がもつ豊かな自然や生態系、美しい景観等の維持保全に努めながら、農村地域と都市地域等との調和のとれた地域開発、快適な生活環境の確保を図るための土地利用の方向を定めるとともに、農業が魅力とやりがいのある産業となるよう、次の施策に取り組む。

また、本計画は、一関市総合計画基本構想に基づく一関市総合計画基本計画（平成28～37年度）との整合性を図るものとする。

(1) 魅力ある農林業と担い手づくり

- ① 農業が魅力ある産業として他産業と同様に職業として選択されるよう、生業としての就農の推進に努め、農業経営指導員等による経営指導、栽培管理技術の向上、低コスト対策等の研修の機会を設け、意欲的な営農に向けての支援と農業所得の向上を図ります。
- ② 認定農業者の掘り起こしや新規就農者の確保、集落営農組織や農業法人の育成、6次産業化の推進等により、担い手となる農業経営体を支援するとともに、児童、生徒から学生等に至るまで、段階的に農業の魅力を感じ取る機会の創出に努めます。
- ③ 森林組合等を担い手の中心とするほか、関係機関と連携し、地域林業のリーダーとなる人材の育成、確保に努めるとともに、木質バイオマス等の循環エネルギーの利活用による新たな産業の創出及び普及による就労の場の確保に取り組み、豊富な森林資源を活用する担い手の育成を積極的に行います。

(2) 農業生産基盤の整備と担い手育成

- ① 豊かな自然環境を生かしながら、農業を支える生産基盤の整備を進め、地域農業を担う中心経営体の育成を目指します。
- ② 区画整理や暗渠排水等の農業生産基盤整備を積極的に推進し、大型機械による農作業の効率化を図りながら、マスタープランや農地中間管理事業等を活用し、担い手への利用集積を加速させます。
- ③ 農業用水の確保やため池等の防災減災対策として、老朽化した用排水路やため池の点検診断を実施し、長寿命化に向けた対策を行います。

(3) 農業の有する多面的機能の発揮

- ① 国土保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能が十分に発揮できるよう、地域の共同活動による農地及び農村景観の保全を推進します。
- ② 農業の有する多面的機能が、市民に多くの恩恵をもたらすものであることを踏まえ、その発揮を図る取り組みに対し、集中的かつ効果的に支援します。
- ③ 多面的機能の発揮に当たっては、農家、非農家に関わらず地域住民が一体となって取り組まれる共同活動が、良好な地域社会の維持、形成に重要な役割を果たしてきているとともに、農用地の効果的な利用の促進にも資することから、地域ぐるみでの取り組みを推進します。

(4) 農村コミュニティの活性化

- ① 農地保全への取り組みとあわせ、地域の多様な資源を生かした6次産業化等の取り組みを推進し、農村の活性化を目指します。
- ② 人々が集い、相談や共同作業、短期間の農林業体験宿泊が可能な施設の整備を図りながら、伝統、文化の継承等、農村の持つコミュニティ機能の維持と活性化を目指します。
- ③ 都市部から、地域おこし協力隊や緑のふるさと協力隊員を招き入れ、本市の新たな魅力の発見や新しい風を吹き込むことにより、農村の活性化を目指します。

(5) 農林水産物の生産、販売支援

- ① 食の安全安心を基本としながら、農業者の知恵と工夫をもとに、山間部や平野部等、地域の特色を生かした農産物の生産振興を図ります。また、6次産業化や農商工連携の促進による地元農産物の付加価値向上に努め、インターネットを活用した商品のPRや販売支援等の情報発信を行うとともに、地産地消、地産外商による販路拡大を進め、地域の豊かな恵みが育む一関

ブランドの確立を目指します。

- ② 農産物の重点品目として、米、肉用牛、生乳、豚、ブロイラー、トマト、なす、ピーマン、きゅうり、小菊、りんどう、りんご及び特用林産物のシイタケの生産拡大を図るとともに、特産品としての曲りねぎや南部一郎カボチャ、ナタネ等の生産、販売を促進します。
- ③ アユ、ヤマメ、イワナ、モクズガニ等の生息環境の保全に努めるとともに、放流事業の支援等により内水面漁業振興を図ります。

(6) 森林の適正管理と利活用

- ① 自然植生を生かした生態系保全森林、木材生産を主体とする資源循環利用森林、日常的に利活用が容易な生活環境保全森林等、その特性に応じた森林の保全と整備に努めます。
- ② 自然環境の保全や水源かん養、温暖化防止、気候調節等の森林が有する公益的機能に対する市民の理解を広めるため、市民やボランティア団体等の参加を求めながら、森林の保全や利活用に努めます。
- ③ 森林の持つ水資源のかん養、生物多様性の保全等の公益的機能を発揮できる健全な森林づくりを目指し、適切な間伐や択伐施業を推進し、優良な木材の生産や販売を促進します。

(7) 地域木材の資源エネルギーとしての活用

- ① 本市の森林資源の多くが適齢伐期にあることから、地域循環型の資源エネルギーとしての利活用を推進することにより、林業の振興や森林資源の育成に携わる人材確保に努めます。
- ② これまで利用されることのなかった切捨間伐材、松くい虫被害木やその処理木などの未利用材を、地域の木質バイオマス資源エネルギーと捉え、その活用に努めます。

(8) 森林と市民との関わりの創出

- ① 森林生態系保護地域など、生態系や自然環境の維持に資する優れた森林の保全に努めます。
- ② 自然公園をはじめとする優れた自然の保全に取り組みながら、特に子どもたちが親しめる森林を整備するなど、自然を学び、心身をリフレッシュする場の創出に努めます。
- ③ 河川の持つ潤いのある空間や水資源としての重要性を再認識するため、地域住民やボランティア団体等と協力しながら、水源としての役割を担う森林の保全に努めます。
- ④ 里山をはじめとする市街地の身近な自然は、人と自然とのふれあいの場として、また、都市景観の要素として貴重であることから、その保全を図ります。
- ⑤ 伐採跡地が荒廃しないよう適切な再生林を推進し、森林を若返らせながら、循環する地域資源として森林から生じるさまざまな資源の確保に努め、自然を保護する市民団体や森林愛護少年団などの活動を促進します。

第2 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

① 地域の位置、自然条件

本市は、岩手県の南端に位置し、南は宮城県、西は秋田県と接し、東西は約 63 km、南北は約 46 km、総面積は 1,256.42 km²となっており、県内では宮古市に次ぐ広大な面積を有している。

気候は、平年の年平均気温は 11.3℃、年間降水量は 1,211.5 mm で、県内では年間を通じて比較的温暖で適度な湿潤に恵まれており、農業に適した気候である。

② 人口及び産業別就業者数の状況

国勢調査による人口は、平成 22 年 4 月 1 日現在が 127,642 人 (42,633 世帯)、27 年 4 月 1 日現在が 121,583 人 (43,046 世帯)、5 年間で 6,059 人の減少となっており、今後も減少が続く見通しである。

農林業センサスによる産業別就業人口は、平成 22 年 4 月 1 日現在が 60,606 人、内訳は第 1 次産業 9,257 人 (15.3%)、第 2 次産業 18,102 人 (29.9%)、第 3 次産業 32,864 人 (54.2%)、27 年 10 月 1 日現在が 60,063 人、内訳は第 1 次産業 7,939 人 (13.2%)、第 2 次産業 18,078 人 (30.1%)、第 3 次産業 33,328 人 (55.5%)、5 年間で 543 人の減少、第 1 次産業の減少と第 3 次産業の増加が続いており、今後も同様の傾向が続く見通しである。

③ 土地利用の状況

農業振興地域の面積は、本市の総面積 125,642 ha のうち 90,261ha を指定しており、広大な森林や農地を有する本市において、第 1 次産業は基幹産業として重要な役割を担っている (内訳は次ページ表のとおり)。

④ 土地利用の方向性

土地は限られた資源であるとともに、現在や将来にわたって市民の生活、生産活動の基盤としてかけがえのない財産である。

本計画では、農業振興や農村がもつ豊かな自然や生態系、美しい景観等の維持保全に努めながら、農村地域と都市地域等との調和のとれた地域開発、快適な生活環境の確保を図るため、次のとおり土地利用の方向を定め、効率的な活用を推進する。

a 農用地

本市は、平場地域から中山間地域まで農用地が広がり、地域の特性が異なることから、それぞれの地域の立地条件に応じた農業の展開を図るものとする。

I 土地利用型作物

水稲の低コスト生産、水田を中心とした麦・大豆・飼料作物等による土地利用型作物の定着・拡大を図る。

II 園芸等

水田等を活用し、園芸の生産拡大を図る。中山間地域においては、夏季の冷涼な気象条件を活かし、地域振興作物等の生産拡大を図る。

Ⅲ 畜産

水田等を活用した良質の飼料生産を促進し、畜産の生産振興を図る。中山間地域においては、公共牧場や耕作放棄地を活かした大家畜の飼養拡大を促進するとともに、施設型畜産の振興を図る。

b 森林・原野

森林は、木材生産等の経済機能のほか、水源かん養・自然環境保全等の公益的機能を有するため、森林の公益的機能の保全に必要な整備を図る。

c 住宅用地

都市計画区域内（住居系地域）又は農用地区域外（白地地域）への誘導を行い、農用地区域内は農振法第13条第2項の要件を全て満たす場合に限り、事業計画者との調整を図る。

d 工場用地

都市計画区域（工業系地域）又は農用地区域外（白地地域）への誘導を行い、農用地区域内は農振法第13条第2項の要件を全て満たす場合に限り、事業計画者との調整を図る。

⑤ 土地利用の目標

平成29年現在、農業振興地域の農用地21,691haのうち2,446haが農用地区域外（白地地域）である。今後、商工業の発展や住宅地の需要拡大等を見込み、工場用地や住宅用地等、他の用途区分への活用も含めた土地利用を図る。

農業振興地域

(単位:面積 ha、比率 %)

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅用地		工場用地		その他		計	
	面積	比率	面積	比率	面積	比率	面積	比率	面積	比率	面積	比率	面積	比率
現在	21,691	24.0	131	0.2	62,387	69.1	2,358	2.6	121	0.1	3,573	4.0	90,261	100.0
目標	21,517	23.9	170	0.2	62,748	69.5	2,452	2.7	121	0.1	3,253	3.6	90,261	100.0
増減	△174	—	39	—	374	—	94	—	0	—	△333	—	0	—

※ 現在は平成29年、目標は平成37年（市農政課推計）

※ 面積は白地地域を含む

※ 工場用地は農村産業法等に基づく計画面積（都市計画区域を除く）

※ 混牧林地は該当なし

イ 農用地区域の設定方針

① 現況農用地についての農用地区域の設定方針

次のa～cに該当する農用地は、農用地区域を設定する。

- a 集団的に存在する農用地で、一定の規模（10ha以上）のもの
- b 土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
- c 果樹又は野菜の生産団地の形成その他農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地（ただし、集落介在農地又は山間介在農地の要件に該当する土地を除く）

② 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

かんがい排水施設及び農道等は、隣接する農用地の用途区分に従い、農用地区域を設定する。

③ 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

次のa～bに該当する農業用施設用地は、農用地区域を設定する。

- a 農用地区域を設定した農用地に隣接するもの
- b 次に掲げる一定の規模（2ha以上）の農業用施設用地

農業用施設の名称	位置	面積 (ha)	農業用施設の種類
いわて平泉農業協同組合 第2、第3ライスセンター	萩荘字越河	2	穀類共同乾燥調製施設
鈴木ファーム	滝沢字二ノ沢	4	畜舎
(株)フリーデン 一関種豚センター	萩荘字八瀬	4	畜舎、管理舎等
(株)オヤマ	萩荘字下大桑	12	鶏舎、管理舎等
(有)萱農場	大東町大原字樽原	4	畜舎、管理舎等
いわて平泉農業協同組合 水稲育苗センター	大東町大原字館下	2	育苗施設
室根高原牧野	大東町大原字山口	4	畜舎、管理舎等
(株)フリーデン 大東農場	大東町大原字当摩	3	畜舎、管理舎等
(有)うしちゃんファーム 奥州岩手センター	千厩町小梨字中ノ沢	5	畜舎、管理舎等
東山養豚団地	東山町長坂字長平	3	畜舎、堆肥舎、糞尿処理施設
JA北日本くみあい飼料(株)	藤沢町黄海字深堀	24	畜舎、堆肥舎、管理舎等
(株)アーク	藤沢町黄海字上中山	12	畜舎、堆肥舎、管理舎等
(株)日高見牧場	藤沢町大籠字門ノ沢	8	畜舎、堆肥舎、管理舎等
(株)ファームランド藤沢	藤沢町藤沢字榴	3	鶏舎
(株)オヤマ	藤沢町黄海字京ノ沢	2	鶏舎、管理舎等
(株)オヤマ	藤沢町黄海字東深萱	2	鶏舎、管理舎等
計		94	

④ 現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市の農業は、自然条件と地域の特性を活かし、水稻を基幹に畜産、野菜、花き、果樹等を組み合わせた複合経営を展開するとともに、基盤整備事業、農地中間管理事業の活用、集落営農組織の法人化等の推進に取り組み、効率的かつ安定的な農業経営を目指している。

土地利用型農業については、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業等の活用により、利用権の設定及び農作業受委託等を促進し、経営規模の拡大、農用地の利用集積を進める。

特に、麦・大豆・飼料作物等については、経営規模を拡大する対策等の活用により団地化を図るとともに、担い手への農用地の利用集積を進める。

また、地域の立地条件に応じて、地域振興作物等の高収益作物の導入による経営規模の拡大を図るとともに、地域資源を活かした商品開発や販路の拡大等、経営の高度化・多角化を進める。

農用地区域

(単位:ha)

区分 地区	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設 用地			計			森林 原野 等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
市 全域	19,245 (18,200)	19,091 (18,050)	△154 (△150)	0	0	0	0	0	0	127	165	38	19,372	19,256	△116	0

※ 現況は平成29年、将来は平成37年（市農政課推計）

※ () 内は、農用地区域内の農地のうち、耕地及び作付面積統計において定義する「耕地」の面積

イ 用途区分の構想

【各地域の取り組み】

① 一関地域

一関遊水地内の農用地 847ha（第1地区 723 ha、第3地区 124ha）は、県営経営体育成基盤整備事業が平成 27 年度に全て完了した。現在、大区画に整備された高生産性水田農業地域として利用されており、麦・大豆・飼料作物等の土地利用型作物の定着・拡大や園芸作物等の高収益作物の導入を推進する。

東部地区は、須川地区国営総合開拓パイロット事業で造成された農用地 710ha について、水田はうるち米・もち米の生産団地として売れる米づくりに取り組み、樹園地はりんご・ぶどう・もも等の栽培を行っている。それぞれ一連の機械作業が可能のため、一関遊水地内の農用地とともに効率的な活用を推進する。

西部地区は、磐井川流域の平場地域について、水田としての利用を図るほか、中山間地域の緩傾斜地等について、水稻・畜産・野菜・花き等を組み合わせた複合経営により効率的な活用を推進する。

そのほか、新品種「金色の風」について、本地域において選定要件を満たした担い手を対象とした研究会で栽培し、食味ランキング「特A」を目指すとともに、ブランド米産地の地位を確立できるよう取り組みを行う。

② 花泉地域

金流川・夏川・北上川・刈生沢川の沿岸を中心とした平場地域と、それに連なる緩傾斜地に農地が分布している。

平場地域のほ場整備は、ほぼ完了している。ほ場整備地区は水稻の作付けを基本とし、汎用化や大型機械化の体系を構築しながら、園芸品目の拡大を推進する。

緩傾斜地は、小規模に分散している農地について、用排水施設等の整備を検討するほか、水田を中心としながら田畑転換の利用を推進する。

③ 大東地域

平場地域は、昭和 50 年代までにはほ場整備を実施し、5a 区画の整備がほぼ完了している。ほ場整備地区は水稻の作付けを基本とし、ホールクロップサイレーズや飼料用米の集積化による耕畜連携を推進する。

沢沿いの農地や丘陵地は、小規模に分散している田畑が多いことから、県営ほ場整備事業により安心した生産基盤の整備に努める。また、中山間地域の特徴を活かした有機米・天日米・棚田米等の付加価値の高い水田農業や、畜産・園芸を組み合わせバランスの取れた複合経営を目指し、農地の効率的な利用を図る。

④ 千厩地域

千厩川上流の 186ha のほ場整備地区は、水稻及び飼料用米を中心に作付けしているが、飼料作物等の導入や利用集積による団地化を推進する。

千厩川・大平川流域に散在する狭あいな農地は、草地を活かしコントラクター事業を活用した畜産の振興や、トマト・小菊等を中心とした高収益作物の振興により、計画的な土地利用でバランスの取れた複合経営を目指し、農地の効率的な利用を図る。

⑤ 東山地域

砂鉄川・猿沢川・山谷川流域に水田が開け、水稻を中心に作付けしている。

沢沿いの農地や丘陵地は、小規模に分散している田畑が多いことから、きゅうり・トマトを中心とした園芸品目の拡大を推進するとともに、草地として活用し畜産を振興することにより、バランスの取れた複合経営を目指し、農地の効率的な利用を図る。

⑥ 室根地域

大川・津谷川等の流域と、山林に入り組んだ沢状の分布となっている。

平場地域は、生産基盤の整備を図りながら、水稻の作付けを中心とした利用を図る。

沢沿いの農地や丘陵地は、小規模に分散している田畑が多いことから、トマト・小菊・りんどう等の園芸振興作物の導入を推進するとともに、草地等として活用し遊休化を防止しながら、効率的な利用を図る。

山間に散在する畑地の多くは、採草地として活用されており、耕畜連携を推進する。

⑦ 川崎地域

平場地域は、水田を中心とした利用を推進し、環境に配慮して栽培した「メダカ米」や飼料用米等の作付けにも取り組む。

中山間地域は、トマト・きゅうり等の園芸振興作物の導入により高収益化を推進するため、ため池等の既存水利施設の利用を促し、農地の効率的な利用を図る。

山間に散在する農地は、将来を見通した集落戦略の策定を推進し、多面的機能保全活動により農地の保全を図る。

⑧ 藤沢地域

北上川・黄海川の一級河川沿いを中心とした平場地域の 330ha と、中山間地域の沢沿いの 706ha に分布している。

水田は、多面的機能が発揮されるよう、水稻と他作物の組み合わせによる効率的な利用を推進する。

畑地は、国営農地開発事業地区の 380ha 及び県営事業関連受益地の 203.9ha が中心であり、りんご・施設野菜（ピーマン・きゅうり・トマト等）の栽培を推進し、積極的な活用を図る。

ウ 特別な用途区分の構想

① 本寺地区の景観農業振興地域整備計画

一関地域の本寺地区の農用地 90ha は、国の重要文化的景観の「一関本寺の農村景観」として、平成 23 年 6 月に世界遺産登録された「平泉の文化遺産」に追加登録を目指す地区内にあり、現在の農村景観を維持した農地整備を実施している。

特に、現在の水田区画や用排水路を極力保った水田農業を中心とした営農と、都市住民との交流等による付加価値を高めた営農構想を示すため、景観農業振興地域整備計画を策定しており、農村景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図る。

2 農用地利用計画

別図のとおり

第3 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

広大な農地や森林を有する本市において、農業は基幹的産業として重要な役割を担っており、農家は水稲を中心に畜産、野菜、花き、果樹等を組み合わせた複合経営を展開している。

現在、国内外の産地との激しい価格競争のなか、農家は厳しい経営環境に置かれ、また、農業従事者の減少と高齢化、担い手不足等が深刻な課題となっている。

今後は、営農の継続に必要な農業生産基盤の整備を進め、担い手への集積・集約化や農業用機械の共同化に取り組むとともに、集落営農組織の法人化等を推進する。

また、合意形成が図られた地区については、さらに効率的な農作業が実現できるよう基盤整備事業を推進し、整備規模に応じて、国の「農業競争力強化農地整備事業」や「農地耕作条件改善事業」等を活用し、区画拡大や暗渠排水整備等の基盤整備と、販売先の確保や営農定着等の計画策定を組み合わせた支援を行うとともに、農地中間管理事業を活用した利用集積や園芸作物等の高収益作物への転換を推進するほか、県の「活力ある中山間地域基盤整備事業」を活用し、小規模な基盤整備を支援する。

これらの国や県の事業の活用と合わせ、市の「小規模基盤整備事業」を実施し、担い手への集積・集約化に取り組む。

【各地域の取り組み】

土地基盤整備事業は、各地域において次のとおり計画している。

① 一関地域

- ・平成 29 年度採択 西黒沢地区 85ha、笹谷地区 19ha
- ・平成 30 年度採択予定 下大桑地区 79ha
- ・平成 31 年度採択予定 厳美・滝原ひがし地区 24ha、川台地区 55ha
- ・平成 32 年度採択予定 富沢地区 90ha

一関遊水地内の農用地 847ha（第1地区 723 ha、第3地区 124ha）は、県営経営体育成基盤整備事業が平成 27 年度に全て完了した。現在、大区画に整備された高生産性水田農業地域として利用されており、麦・大豆・飼料作物等の土地利用型作物の定着・拡大や園芸作物等の高収益作物の導入を推進する。

本寺地区の農用地 90ha は、国の重要文化的景観の「一関本寺の農村景観」として平成 23 年 6 月に世界遺産登録された「平泉の文化遺産」に追加登録を目指す地区内にあり、現在の農村景観を維持した農地整備を実施している。

中山間地域は未整備地区が多く、マスタープランの中で明確化された中心経営体を中心とした農業生産基盤となるよう、土地の利用条件を整備する。

畑地は、土壌改良を進め生産量の向上を図る必要があるほか、整理可能な区域は集団化を図り、機械化作業が効率的に行われるよう取り組む。

草地は、須川牧野の活用を促し、畜産農家の飼料基盤の整備を図る。

② 花泉地域

- ・平成 34 年度までの採択予定なし

夏川地区及び日形地区は、基盤整備事業がほぼ完了している。

中心経営体を育成するうえで、その基本となるのが土地利用型作物の代表である水稲の生産基盤の整備であり、特に金流川・夏川・北上川流域の水田は、整備されたほ場を活用していく。

畑地は、本地域の立地条件では連担的なほ場整備は困難なため、当面は既存農地に集約した施設整備を進め、野菜・花き等の振興を図る。

そのほか、農業用水の多くをため池等に依存しているため、老朽化したため池の改修事業を進めるほか、農道の幅員拡張や路面改良等を進め、安定した農業生産基盤を構築する。

③ 大東地域

- ・平成 32 年度採択予定 新山南地区 90ha

山口地内で行っている経営体育成基盤整備事業は、平成 29 年度に完了する。

霞沢地内の中山間地域総合整備事業は、平成 29 年度から本格的な基盤整備を行う予定である。

本地域の農業用水は、沢水・河川・ため池が水源となっているが、時期によって用水量が不足する状況にあるため、安定的な用水確保に努める必要がある。

草地は、室根高原牧野の活用を促し、畜産農家の飼料基盤の整備を図る。

④ 千厩地域

- ・平成 29 年度採択 仏坂地区 26ha
- ・平成 31 年度採択予定 上奥玉地区 64ha
- ・平成 33 年度採択予定 小梨地区 214ha

千厩川・大平川水系に属する支流で農地が小規模に分散し、農業生産基盤が零細である。

水田は、61%にあたる 664ha が基盤整備事業により整備されているが、未整備地区も多いことから各種事業の導入により整備を進め、作業効率や作業環境の改善を図る必要がある。

⑤ 東山地域

- ・平成 34 年度までの採択予定なし

本地域は水稲を中心とした農業経営であるが、野菜・花き・畜産等を組み合わせた複合経営を目指すためには、生産性を向上させ、特色ある営農の展開を図る必要がある。

現在、水田は 30 a 以上の区画の基盤整備がほとんど行われておらず、10 a 区画や未整備となっている。また、畑地は多くが傾斜地に散在し、農道が未整備のため機械化作業が困難な土地も多く、作業効率が低い。

今後、未整備のほ場は農道整備による作業能率の向上や、ほ場整備による機械作業の効率化を図る必要がある。

⑥ 室根地域

- ・平成 32 年度採択予定 上折壁地区 21ha

水田は、農用地区域での整備率が高い状況であるが、地形の制約上、30 a 未満の区画となっている。畑地は、各種事業の導入により整備を行っているが、山間に散在する土地が多く、さらなる整備が困難な状況である。

中心経営体を育成するうえで基盤整備は重要であり、農道整備や用排水改良、暗渠排水等の整備を進める必要がある。また、畑地は本地域の立地条件では連担的なほ場整備は困難なため、当面は既存農地に集約した施設整備を進め、野菜・花き等の振興を図る。

⑦ 川崎地域

- ・平成 32 年度採択予定 畑の沢地区 10ha
- ・平成 34 年度採択予定 赤柴地区 15ha

千厩川流域の薄衣地区及び巻地区の基盤整備事業が完了し、担い手への利用集積を推進しているが、今後も効率的な営農が行われるよう、法人化を推進し体質強化を図る。

また、砂鉄川流域の門崎地区の基盤整備事業が完了し、母体となる農地所有適格法人が先導して利用集積を進めているが、他業種と連携した 6 次産業化を促進する等、安定的な経営が図られるよう支援する。

中山間地域は、小区画・不整形の農地が多く水田整備率が低い。今後、地形に合わせた基盤整備を進めるとともに、法人化によって体質強化を図り利用集積を進める必要があるほか、暗渠排水整備を推進し、乾田化により麦・大豆等の収量拡大や多様な作物への転換等の汎用化を図る。

⑧ 藤沢地域

- ・平成 30 年度採択予定 曲田地区 23ha
- ・平成 33 年度採択予定 北方地区 100ha
- ・平成 34 年度採択予定 増沢地区 30ha

本地域は、農業生産の条件不利地域が多く占めていたため、農業生産基盤の整備を重要課題として位置づけ、国営農地開発事業、県営かんがい排水事業や県営畑地帯総合整備事業を積極的に導入し、農業生産条件の整備を行ってきた。

基盤整備は、水田のほ場整備が進んでいるものの、ほとんどが 30 a 未満の区画となっており、現在 1 ha の区画は、黄海地区 79 ha 及び徳田地区 11 ha の状況である。

大型プロジェクト事業の県営畑地帯総合整備事業は平成 27 年度に完了しているが、今後も農家の意向を踏まえ、特に農業生産の条件不利となっている地区において、基盤整備の促進を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
基盤整備	区画整理	川北	23	1	農地整備事業
	区画整理	夏川	525	2	
	区画整理	日形	103	3	
	区画整理	山口	26	4	
	区画整理	滝沢	55	5	
	区画整理	小猪岡	97	6	
	区画整理	清田	66	7	
	区画整理	西黒沢	85	8	
	区画整理	笹谷	19	9	
	区画整理	仏坂	26	10	
	区画整理	下大桑	79	11	
	区画整理	曲田	23	12	
	区画整理	巖美・滝原ひがし	24	13	
	区画整理	川台	55	14	
	区画整理	上奥玉	64	15	
	区画整理	富沢	90	16	
	区画整理	新山南	90	17	
	区画整理	畑の沢	10	18	
	区画整理	小梨	214	19	
	区画整理	北方	100	20	
	区画整理	赤柴	15	21	
	区画整理	上折壁	21	22	
	区画整理	沖田	64	23	
	区画整理	増沢	30	24	
	区画整理	市野々	152	25	
	区画整理	霞沢	44	26	
暗渠	須川 (1) (耕作)	48	27	農地耕作条件改善事業	
暗渠	須川 (2) (耕作)	41	28		
湧水処理 4,800m	奥玉第2 (耕作)	15	29		
用水路 2,000m	篠原 (耕作)	13	30		
畑かん施設	藤崎 (耕作)	62	31		

資料：平成 29 年度一関市農業農村整備事業管理計画（市農地林務課）

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市では、林家のほとんどが農業を兼ねており、また林地が細分化しているため、零細な林業経営体が多い状況である。

今後は、林業経営の合理化を図るため団地化を推進するとともに、農業経営と一体となった改善を行うことが必要である。

また、林道や作業道等の道路網の整備は、木材等の搬出に利用するだけでなく、地域産業の振興と山村社会の向上に大きな役割を担っている。

このため、市道や農道と有機的に結合し、林道や作業道等と一体となった効率的な道路網の整備を進め、農林業の生産性の向上、労働条件の改善や生活環境の整備を図る。

4 他事業との関連

① 一関遊水地事業

一関遊水地 1,450 ha は、第1遊水地 820ha（本市・平泉町）、第2遊水地 470ha（平泉町）、第3遊水地 160ha（本市）で構成されており、洪水調節、市街地等の水害防除、農用地としての高度利用を目的としている。県営経営体育成基盤整備事業は、平成8年度から第3地区、第2地区、第1地区の順に実施され、平成27年度に全て完了した。現在、営農組合や担い手への利用集積が進み、今後は一層効率的かつ安定的な農業経営が期待される。

第4 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

(1) 災害からの農地保全

本市の災害は、大雨による洪水、平成20年6月14日の岩手・宮城内陸地震や平成23年3月11日の東日本大震災等、甚大な被害が発生しているほか、近年は局地的豪雨による災害が多くなっている。

一関遊水地事業の推進は、本市の洪水防止に大きな効果を示すものであり、本堤（周囲堤）及び小堤等の早期完成により、農用地及び土地改良施設等の保全を図る。

(2) 農地保全と耕作放棄地の拡大防止

- ① 都市化の進展や社会環境の変化による水質の悪化等、農地への悪影響がみられる地域は、農業用水の汚濁防止や用水路と排水路の分離等を図り、良好な農地を保全する。
- ② 農用地、水路、農道等の保全管理に取り組む地域の共同活動に対しては、国の「多面的機能支払交付金」を活用し、地域資源の適切な保全管理を図る。
- ③ 農業生産条件の不利な中山間地域等において、農用地を維持・管理していくための協定を締結し、それに従って農業生産活動等を行う集落等に対しては、国の「中山間地域等直接支払交付金」を活用し、農地の保全及び耕作放棄地の拡大防止を図る。
- ④ 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取り組みと合わせ、環境保全に効果の高い営農活動を行う農業者組織等に対しては、国の「環境保全型農業直接支払交付金」を活用し、農業の有する多面的機能の発揮を図る。
- ⑤ 荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者等に対しては、国の「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」を活用し、再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取り組みを支援する。

(3) 土地改良施設の維持管理

土地改良事業の進展に伴い、造成施設のストックが増大するとともに施設の大規模化、高度化や利用の広範化が進み、土地改良施設の適正な維持管理が困難になりつつある。

このため、施設の管理技術の向上、管理体制の強化、住民活動と一体となった保全活動の促進等、今後とも土地改良施設の適正な維持管理に努める。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益範囲 (ha)		
ため池整備	ため池 1ヶ所	二ツ檀上	30	32	ため池整備事業
	ため池浚渫 1ヶ所	須釜	100	33	
	ため池堤体 1ヶ所	猫ノ沢	100	34	
	ため池堤体 1ヶ所	角屋	27	35	
	ため池堤体 1ヶ所	大又	37	36	
	ため池 1ヶ所	油井名沢	20	37	
水路整備	排水ポンプ付帯設備 1ヶ所	石崎	513	38	用排水施設等整備 事業
	用水路工 9,037m	北照井堰	673	39	
	用水路工 2,000m	内之目	100	40	
	用水路工 500m	真打堰水路	82	41	
農道整備	農道 9,866m	花泉南	437	42	農道整備事業
	農道 1,393m	萩崎	248	43	
	農道 315m	南沢	10,752	44	
	農道 2,983m	上新田一ノ沢	111	45	
集落排水	集排処理施設 1式	一関		46	農業集落排水事業
水利施設	ポンプ整備 3基	舞川統合 揚水機場	149	47	水利施設整備事業
	整備塗装 1式	大メ切頭首工	1,074	48	
	埋設管改修 1,100m	大江堰 サイフォン	94	49	
	埋設管改修 300m	岩城 サイフォン	94	50	
	揚水機補修 1ヶ所	一関統合 揚水機場	149	51	
	排水路 500m	須川排水路	50	52	
	ポンプ整備 1式	須川第3 揚水機場	112	53	
	水管橋 1式	J R大船渡線 横断水管橋	28	54	
	ポンプ整備 1式	日形排水機場	111	55	
	ポンプ整備 1式	藤崎揚水機場	635	56	
ポンプ整備 1式	巻揚水機場	23	57		

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益範囲 (ha)		
水利施設	ポンプ整備 1式	神平揚水機場	67	58	水利施設整備事業
	ポンプ整備 1式	布佐揚水機場	67	59	
	ポンプ整備 1式	館前揚水機場	67	60	
	ポンプ整備 1式	妻神揚水機場	67	61	
	用水路工 1式	薄衣	71	62	
	用水路工 1式	奥玉	32	63	
	ポンプ整備 1式	藤崎加圧機場	635	64	
	用水路工 1式	藤崎幹線 用水路	635	65	
	用水路工 1式	藤崎 ファームポンド	635	66	
	用水路工 1式	藤崎減圧水槽	635	67	
	警報局補修等 3基	国営藤沢	393	68	
	ポンプ施設 1式	県営藤崎	635	69	

資料：平成 29 年度一関市農業農村整備事業管理計画（市農地林務課）

3 農用地等の保全のための活動

(1) 災害からの農地保全

① 一関遊水地事業

洪水調節、市街地等の水害防除、農用地としての高度利用

(2) 農地保全と耕作放棄地の拡大防止

① 国の交付金の活用

多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用し、集落等と連携しながら農地保全と耕作放棄の拡大防止を図る。

② 世界かんがい施設遺産の認定

平成 26 年に国際かんがい排水委員会が創設した「世界かんがい施設遺産」は、かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資するため、歴史的なかんがい施設を登録・表彰する制度であり、平成 28 年 12 月末現在、世界 8 ヶ国 47 施設（うち日本は 27 施設）を認定している。

本市と平泉町を流れる照井堰用水は、平安末期の 1180 年頃に開削が始まったと伝わる用水路であり、水路延長は約 64 km で、1,073ha に及ぶ水田へのかんがいや地域の生活用水等の役割を担っており、平成 28 年 11 月に「世界かんがい施設遺産」に認定された。

今後は、施設の持続的な活用や維持管理に関する意識の向上等が期待される。

(3) 鳥獣被害の対策

① 農作物の被害軽減

国の鳥獣被害防止措置特別措置法に基づく「一関市鳥獣被害防止計画」を策定し、平成 22 年 3 月に西磐猟友会及び東磐猟友会を含む関係機関で構成する「一関市鳥獣被害防止対策協議会」を設立し、鳥獣被害対策に取り組んでいる。

この協議会では、国の補助金を活用したクマ、ニホンジカ、イノシシやハクビシン等の各種捕獲わなの購入や集落単位等の広域的な電気柵等の設置に取り組んでおり、捕獲と防御の両面から農作物の被害軽減を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、水源かん養、集落や農地への土砂災害の防止等、公益的機能を有していることから、間伐等の森林整備に対して支援し、環境の保全に努めている。

また、山火事防止では、林野火災の多発する 3 月 1 日から 5 月 31 日までを山火事防止月間とし、関係機関・団体が連携して予防運動を実施しているほか、広報紙による普及啓発等により防止に努めている。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の 効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市では、平成28年11月に策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、農業が魅力とやりがいのある産業となるよう、育成すべき中心経営体及び新たに農業経営を行う青年等が、当面目指すべき農業経営の指標を定めている。

具体的には、本市及び周辺市町村の優良な経営事例を踏まえつつ、本市の他産業従事者並みの年間総労働時間及び年間農業所得を確保できるよう中心経営体等を育成するとともに、本市の農業生産の相当部分を担うよう農業構造の確立を図る。

また、このような農業構造への転換を着実に進めていくためには、円滑な世代交代が不可欠であり、次代を担う新規就農者の確保・育成を図る。

① 個別経営体（1戸1法人を含む）

目指すべき営農類型と経営規模は、標準的な家族経営を想定して、1経営体あたりの年間所得がおおむね550万円を確保できる経営（主たる従事者1人、配偶者又は後継者等の家族従事者は1人、主たる従事者の年間所得はおおむね400万円）とした。

また、労働時間は主たる従事者2,100時間、従たる従事者1,000～1,500時間とし、これを超える場合には雇用を取り入れる体系とした。

② リーディング経営体

①の個別経営体の年間所得目標を達成した経営体については、地域農業をけん引するリーディング経営体（年間所得がおおむね1,000万円以上）へ育成する。

③ 集落型の農業法人

主たる従事者2人が中心となり、30～40haの営農規模で、集落営農の発展を目指す農業法人の営農類型とした。主たる従事者が、①で掲げる他産業従事者並みの労働時間（年間2,100時間）で、本市の他産業従事者と遜色ない年間所得（おおむね400万円）に到達する体系とし、組織の構成員に対しては、作業従事に見合う賃金と借地料を支払うものとした。

④ 新たに農業経営を行う青年等

生産技術・経営能力の向上に要する期間や段階的な規模拡大の状況等を勘案して、就農5年後の農業経営の年間所得が、就業後間もない他産業従事者並みの250万円程度を確保できる経営とした。

農業経営の指標

区分	営農類型	経営規模(目標規模)及び 作目構成	経営体数 (平成37年度)	集積目標 (平成37年度)
個別 経営 主体	水稲(作業受託含) +小麦	3.0ha 水稲 14.0ha 作業受託(水稲基幹3作業) 8.0ha 小麦	889名	おおむね 85%
	水稲(作業受託含) +小麦 +野菜	14.0ha 水稲 2.0ha 作業受託(水稲基幹3作業) 5.0ha 小麦 0.1ha いちご		
	水稲(作業受託含) +野菜	5.0ha 水稲 5.3ha 作業受託(水稲基幹3作業) 0.3ha ピーマン		
	水稲(作業受託含) +野菜	11.0ha 水稲 5.0ha 作業受託(水稲基幹3作業) 0.3ha きゅうり 0.5ha ねぎ		
	野菜専作	0.6ha トマト		
	野菜専作	0.7ha ピーマン		
	野菜 +菌茸	0.3ha なす 30千本 乾しいたけ		
	花き +水稲(作業受託含)	0.7ha りんどう 4.5ha 水稲 2.0ha 作業受託(水稲基幹3作業)		
	花き専作	2.5ha 小菊		
	果樹専作	2.0ha りんご		
	工芸作物 +水稲(作業受託含)	1.5ha 葉たばこ 2.0ha 水稲 2.0ha 作業受託(水稲基幹3作業)		
	酪農専作	50頭 経産牛 22.1ha 飼料作物 7.5ha デントコーン		
	酪農 +野菜	40頭 経産牛 18.0ha 飼料作物 0.4ha トマト		
	肉用牛(一貫) +水稲	32頭 黒毛和種(繁殖) 73頭 黒毛和種(肥育) 4.0ha 牧草 5.2ha 水稲		
	肉用牛(繁殖) +水稲	48頭 黒毛和種 4.3ha 飼料作物 6.1ha 牧草 4.0ha 水稲		
肉用牛(繁殖) +水稲(作業委託含) +野菜	20頭 黒毛和種 6.0ha 水稲 4.0ha 作業受託(水稲基幹3作業) 0.2ha なす			

区分	営農類型	経営規模(目標規模)及び 作目構成	経営体数 (平成37年度)	集積目標 (平成37年度)
個別経営体	肉用牛(肥育) +水稲	120頭 黒毛和種 4.0ha 牧草 5.2ha 水稲	同上	同上
	肉用鶏専作	30千羽 肉用鶏		
リーディング経営体	水稲 +小麦	25.0ha 水稲 10.0ha 小麦		
	野菜専作	1.2ha トマト		
	果樹 +水稲	3.0ha りんご 7.0ha 水稲		
	酪農専作	90頭 経産牛 38.5ha 飼料作物 13.5ha デントコーン		
集落型の農業法人	水稲 +小麦 (主たる従事者2人)	26.0ha 水稲 14.0ha 小麦		
	水稲 +大豆 (主たる従事者2人)	26.0ha 水稲 14.0ha 大豆		
新たに農業経営を 行う青年等	野菜専作	0.2ha トマト		
	野菜専作	0.3ha なす		
	花き専作	0.5ha 小菊		

※ 経営体数は、「一関地方新規就農者の確保・育成アクションプラン」における認定農業者及び認定新規就農者等の確保目標数である。

※ 集積目標は、平成28年11月に策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」における農用地利用面積のシェアの目標である。

この場合、基幹的農作業を3作業以上実施している農作業受託の面積を含むものとする。

なお基幹的農作業とは、水稲については、耕起、代かき、田植え、収穫、播種、その他作目については、耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業とする。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

- ① 農業経営の改善を意欲的に進めようとする中心経営体に対し、農用地の集積・集約化、先進的技術の導入等による生産方式の合理化、経営改善方策の提示等による経営管理の高度化、そのほか経営基盤の強化を促進するための措置を重点的に講ずる。
- ② 個別経営体が不足する地域においては、集落営農の組織化及び農業経営の法人化への支援を行うほか、地域の実情に応じ、農業協同組合等が行う農作業受託事業を推進する。
- ③ 新たに農業経営を行う青年等に対し、それぞれの発展段階に応じた生産技術や経営手法の習得を支援するとともに、青年等就農計画の実現に必要な農用地や農業用機械等の生産基盤の確保について、関係機関・団体や地域の生産組織等が連携し重点的に支援する。
- ④ 集落営農組織等への農用地の集積・集約化にあたっては、個別経営体の活動を阻害することがないように利用調整を十分に行い、それぞれの農業経営が面的にまとまるよう配慮する。
- ⑤ ほ場整備事業による大区画化、農地中間管理事業の活用による利用権の設定や農作業受委託等の際の利用調整については、地域ごとの実態に配慮した農地利用の集団化を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 農地中間管理事業を活用した農用地の集積・集約化

農業経営の規模の拡大及び農用地の集積・集約化等を促進するため、岩手県農業公社（農地中間管理機構）から業務を受託し、農地中間管理事業の積極的な活用を図る。

(2) 農地利用集積円滑化団体を活用した農用地の利用調整活動

農地中間管理事業の実施に伴い事業規模が縮小している状況であるが、農地利用集積円滑化団体（実施主体：一関市担い手育成総合支援協議会）として、農地中間管理事業の利用が困難な農用地について、白紙委任による利用集積の役割を担う。

(3) 集落営農組織の設立及び法人化に向けた支援

地域農業の中心となる経営体の育成・確保のため、一関地方農林業振興協議会を中心として、集落営農の組織化及び農業経営の法人化への支援を行う。

① 集落営農組織の設立及び法人化に係る定例相談窓口の開設

市、県及び農業協同組合の関係機関・団体と、法人化等を検討している組織が一堂に会し、課題解決に向けた話し合いを定期的に行う。

② 集落営農推進研修会の開催

講義や経営計画の検討等、各組織の発展段階に応じたきめ細かい支援を通じて、集落営農の取り組みを推進する。

(4) 認定農業者・認定新規就農者等の担い手の育成・確保

認定農業者数は、農業従事者の高齢化や農業経営の法人化等により減少している。また、認定新規就農者等の担い手の育成・確保が課題となっている。

このため、農業経営指導員8名を市内の各地域に配置し、次の支援を行っている。

- ① 認定農業者、認定新規就農者等の巡回指導及び相談活動
- ② 経営改善計画及び青年等就農計画の到達度把握及び実践支援
- ③ 経営改善計画及び青年等就農計画の作成指導
- ④ 経営簿記指導及び経営診断
- ⑤ 経営改善及び経営計画に関する情報の収集及び提供

また、市が事務局を担っている一関市認定農業者の会において各種研修会を開催し、経営管理能力の向上を推進している。

(5) 農業者の経営管理能力の向上支援

農業者に求められる経営管理能力の向上のため、パソコン農業簿記の普及・推進を図り、経営基盤の確立に資することを目的に実施している。

今後、平成31年に開始が予定されている国の収入保険制度について、青色申告が加入要件となることから、受講者の増加に取り組む。

- ① 初級コース 複式簿記の基礎講義と農業簿記ソフトによる基本操作の講習
- ② 中級コース 農業簿記ソフトの利用者を対象とした伝票処理による操作の習熟

また、一関地方農林業振興協議会において各種研修会を開催し、地域農業を担うと期待される農業者等を対象として、経営改善に向けた経営計画の作成及び経営管理手法の習得を支援している。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

林業や特用林産物のシイタケの生産は、ほとんどが農業を兼ねており、また零細な林業経営体が多い状況である。

今後は経営の合理化を図るため、特用林産物のシイタケの生産と合わせ、団地化及び共同化を推進する。

第6 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市では、個々の経営体による農作業が中心で、戸別の農業用機械所有等の高コスト体質が課題となっている。

現在、農地中間管理事業等を活用した農地の取得や借入れ、農作業の受託により、中心経営体への集積・集約化に取り組むとともに、集落営農組織の法人化等を支援し、作付地の集団化による農作業や農業用機械の共同化を推進している。

また、マスタープランに位置づけられた中心経営体が、農業経営の規模の拡大や農作業の効率化のために農業用機械や生産施設の整備等を行う場合、「いわて地域農業マスタープラン実践支援事業」や「経営体育成支援事業」等を活用し支援を行っている。

【各地域の取り組み】

① 一関地域

水稻部門は、近代化施設の整備が行われており、カントリーエレベーターやライスセンター等の大型共同利用施設を活用し、安全で安心な良質米生産を図っている。特に一関遊水地内は、水稻等の大規模経営が中心であり、共同利用施設の効率的な活用を推進する。

畜産は、効率的な粗飼料生産を図るため、飼料作物生産利用機械等の導入を推進するとともに、環境に配慮した畜産経営に取り組むことができるよう、有機肥料センターや家畜排せつ物処理施設の整備を推進する。

② 花泉地域

昭和40年代に構造改善事業、野菜指定産地整備対策事業や新しいわて農業確立対策事業等を導入し、ライスセンター、野菜集出荷施設やパイプハウス等の近代化施設を整備している。

また近年は、農産物直売食材供給施設の整備等により、農業生産の振興と低コスト化等を図っている。

本地域は優良な農地に恵まれており、今後も優良な農産物を作り出し、農業・農家の発展を図るためには、既存施設の効率的な利用を推進するとともに、将来にわたって効率的かつ安定的な農業経営の実現を目指すため、引き続き農業生産の振興と低コスト化等に向けた近代化施設の整備を図る。

③ 大東地域

農地や労働力等の地域資源を活用するシステム構築のため、専業農家をはじめ兼業農家等、それぞれの営農志向を十分に配慮した、効率の高い地域ぐるみ農業が求められている。

その地域ぐるみ農業を推進し、農業経営の安定と農業所得の向上に資するため、営農集団や生産組織等を中心とした、計画的な生産流通施設や生産管理施設・農業用機械等の整備を図るとともに、多様化する米販売に対応するための保管施設の整備を図る。

また、野菜集出荷施設に導入されている選果機は、消費者ニーズに応えるため、高性能の機種に更新し、効率的な利用とともに野菜・果樹の有利販売を図る。

畜産は、粗飼料の低コスト化等に向けた施設・機械の整備を図る。

④ 千厩地域

大規模で生産性の高い経営体の育成が志向され、法人化や集落営農組織等の取り組みが推進されていることから、営農立地条件や農業経営の目標を考慮しながら適正規模の機械化の体系を確立するとともに、稲作を中心に地域の実情に応じた畜産、野菜、花き、果樹等を組み合わせ、農業経営の安定と農村生活の向上を図る。

また、経営規模の拡大が顕著な小菊等の花きやトマトは、生産管理機械の導入による省力化や生産の拡大を推進する。

畜産は、耕種農家と連携し資源循環型農業を推進するため、施設・機械の整備や低コスト化等を図る。

⑤ 東山地域

専業農家とともに第1種兼業農家の育成が志向されていることから、営農立地条件や農業経営の目標を考慮しながら適正規模の機械化の体系を確立するとともに、既存施設の効率的な利用を図りながら、農業生産の振興と低コスト化等に向けた地域ぐるみ農業を推進する。

野菜・花きは、生産の拡大に必要な施設・機械等の計画的な導入を図る。

畜産は、丘陵地を活用した粗飼料の低コスト生産を図る。

⑥ 室根地域

水稻・園芸作物と畜産を組み合わせた複合経営を基本に、地域ぐるみ農業を推進し、低コスト化・省力化に向けた施設の整備のほか、機械は共同化への移行を推進する。

園芸作物は、地域ぐるみ農業の支援施設として、ハウス等の生産施設の設置や省力化のため管理用機械の整備を図る。

畜産は、粗飼料の低コスト化等に向けた施設・機械を整備するとともに、経営規模の拡大を志向する経営体に対し、規模に応じた生産施設・管理用機械等の導入を図る。

⑦ 川崎地域

現在、農地中間管理事業等を活用した農地の取得や借入れ、農作業の受託により、中心経営体への集積・集約化を推進している。

今後、農地所有適格法人等の設立による組織化を推進するとともに、農用地の利用改善を図り、農地の集団化や農作業の効率化を推進する。

また、戸別所有の農業用機械や既存の共同利用施設の再編を進め、経営規模の拡大を志向する経営体に対し、効率的な営農を行うための規模に応じた生産施設・管理用機械等の導入を図る。

⑧ 藤沢地域

地域の農業経営を支援するため、ライスセンター、有機肥料センターや麦・大豆乾燥施設等の基幹施設を経営振興施策として整備するとともに、個々の農業経営で整備すべき施設・機械等は国・県の補助事業の導入により、適正かつ計画的な整備を推進してきた。

これまでの経過から、効率的かつ安定的な農業経営の実現に必要な施設は、一定の水準で地域の農業経営に整備・配置されている状況であるため、今後の整備は現有施設の有効活用を基本とし、必要性が高いものから整備する。

また、施設設備の老朽化による修繕等に備え、長期整備計画により更新を図る。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)	受益戸数			
農林水産物直売食材提供供給施設	農林水産物産地直売・交流促進施設 1棟	室根地域	0.7	200 (人)	一関市	70	中山間地域所得向上支援対策事業
穀類乾燥調製貯蔵施設 (カントリーエレベーター)	花泉・夏川地区 建屋(鉄骨造2階建 927.8 m ²)、乾燥機 (25t×6基)、色彩選別機 (3.6t/h)、貯蔵サイロ (245t×8基) ほか 処理量:1,960 乾燥 t	花泉地域	283.3	70	いわて平泉農業協同組合	71	産地パワーアップ事業
生産管理施設 (施設野菜)	大東地域 簡易パイプハウス 2棟	大東地域	1.18	12	いわい園芸生産組合	72	いわて地域農業マスタープラン実践支援事業
	川崎地域 簡易パイプハウス 32棟	川崎地域	1.14	1	(有)かさい農産	73	産地パワーアップ事業

3 森林の整備その他林業の振興との関連

林業の近代化施設の整備は、生産性の向上や労働力の軽減を図るうえで、高性能の林業機械等の導入が不可欠である。

しかし、高性能の林業機械等は高価であり森林所有規模も零細のため、導入にあたっては計画的な事業量の確保に資する森林経営計画の策定等を推進する必要がある。

第7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市では、担い手不足により、新規就農者等の担い手の育成・確保が課題となっている。

このため、農業が魅力ある職業として選択され、意欲を持ちながら取り組むことができるよう、新規就農者の受入れ体制の整備を図るほか、経営感覚に優れた担い手や女性農業者の育成を目的に関係機関・団体と連携した研修等を行う。

また、一関市農業技術開発センター等の施設を活用し、農業経営の発展に向けた研究グループ活動等の支援に取り組む。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

新たな整備計画なし。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

本市では、農林行政の浸透及び市政運営の円滑を図るため、農家組合の区域に農林連絡員を委嘱（平成29年度：466名）し、農林業振興の推進役として、農林行政施策の周知及び実施その他連絡等の任務にあっている。

また、新規就農者等の担い手の育成・確保を推進するため、次の支援を行っている。

① 新規就農ワンストップ相談窓口（一関地方農林業振興協議会として実施）

就農希望者に対し、関係機関・団体と連携した就農相談を毎月1回程度行う。

② 新規学卒者等就農促進支援事業（いわて平泉農業協同組合に業務委託）

研修を開始する日の年齢が42歳以下の市内での就農希望者に対し、雇用形態による栽培研修や座学研修を行う。

③ 農業次世代人材投資事業交付金（経営開始型）

最長5年間、年最大150万円を交付し、新規就農者の経営の安定化を支援する。

また、一関地方農林業振興協議会を中心に構成するサポートチームにおいて、現地調査や面談を行い、交付対象者の各課題の相談に応じる。

④ 新規就農トータルサポートシステム（一関地方農林業振興協議会として実施）

①から③までのほか、岩手県農業会議が実施する「農の雇用事業」を組み合わせながら、研修から就農までを支援する。

⑤ いわてアグリフロンティアスクール受講助成

経営革新や地域農業の確立に取り組む先進的な農業者の育成を図るため、市内の農業者が岩手大学で受講する場合に要する経費を助成する。

⑥ 農業を学ぶ高校生への出前講座

農業を学ぶ高校生に対し、地域をけん引する農業者等を講師とした出前講座を開催し、今後の就農に向けた人材育成を図る。

⑦ 農村定住・就農支援員の配置

市内の農村地域に定住し就農しようとする者に対し、農村定住・就農支援員1名を配置し、次の支援を行う。

- ア 農村地域の空き家及びこれに附帯する農地に関する情報の収集及び整理
- イ 農村定住希望者及び新規就農希望者に対する相談及び助言
- ウ 空き家等の所有者等、受入集落の関係者、外部支援機関等との連絡調整
- エ 定住・交流イベントにおける広報活動
- オ その他、農村での定住・就農に関連する活動

⑧ 女性農業者への支援

一関地方農林業振興協議会として実施している「一関地方農業女子等オペレーター研修」により、主要な農業用機械の操作技能、保守点検・整備や農作業安全に関する基礎知識の習得を支援している。

また、若手女性農業者のネットワークを築き、経営力向上につながる実践的な活動を行うことを目的に、県の主催で「県南農業女子プロジェクト」が実施され、本市においても活動の発信の場となっていることから、関係機関・団体と連携し支援を行う。

⑨ 定年帰農・定年後就農への支援

一関地方農林業振興協議会が中心となり、個別の相談に応じ、各種支援制度を組み合わせながら支援を行う。

⑩ 一関市農業技術開発センターの設置

科学的な根拠に基づいた健全な土づくりを基本とし、環境を重視した持続的な農業の実践や、地場農林畜産物の付加価値の向上に向けた各種技術や情報の提供を行うため、拠点施設を2ヶ所（南部・北部）に設置している。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市では、労働力のほとんどが農業を兼ねており、農業従事者の確保と密接に関連している。

特に特用林産物のシイタケの生産は、複合経営の農家における重要な品目となっていたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力(株)福島第一原子力発電所放射能事故のため、放射性物質の汚染による出荷制限を受け甚大な被害を受けた。

現在、原木シイタケの出荷制限が一部解除されたのみであり、引き続き産地再生対策等に取り組む。

第8 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市では、農地中間管理事業の活用等により、マスタープランの中で明確化された中心経営体の育成を進めるとともに、これら経営体への園芸品目の導入や6次産業化等の経営の多角化、麦・大豆・飼料作物等を組み合わせた効率的な農業経営を支援し、経営基盤の強化を目指している。

特に6次産業化は、地域の農畜産物を活用した新たな付加価値を生み出すビジネスを創出し、地域産業の活性化を図ることが期待されることから、農商工連携により支援する。

また、平成31年に開始が予定されている国の収入保険制度については、農業者の収入減少を補てんするものであるが、青色申告が加入要件となるため、制度の周知とともに経営管理能力の向上を支援する。

そのほか、小規模の兼業農家等の所得確保や定住維持のため、安定した他産業への就業機会の確保に努める。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業経営の改善を意欲的に進めようとする中心経営体に対しては、農用地の集積・集約化、先進的技術の導入等による生産方式の合理化、経営改善方策の提示等による経営管理の高度化、そのほか経営基盤の強化を促進するための措置を重点的に講ずる。

新たに農業経営を行う青年等に対しては、それぞれの発展段階に応じた生産技術や経営手法の習得を支援するとともに、青年等就農計画の実現に必要な農用地や農業用機械等の生産基盤の確保について、関係機関・団体や地域の生産組織等が連携し重点的に支援する。

また、企業立地の条件整備を図り、企業誘致を促進するとともに、小規模の兼業農家等の就労ニーズに応える環境づくりを目指す。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

林業は農山村を生産の場としているため、労働力はほとんどが農業を兼ねているが、10ha未満の小規模な林家が多い状況であり、また就業人口の減少や高齢化等の問題をかかえている。

このため、森林組合等の林業事業体に対し、就労の安定、就労条件の改善、社会保障制度の充実や労働安全衛生の確保等を促進することにより、担い手の育成・確保を図る。

また、特用林産物のシイタケの栽培により所得の向上を図るとともに、各種研修会への参加や研修林・展示林の設置等により、担い手の育成・確保を図る。

第9 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農村は、農業生産の場であるとともに生活の場であるため、地域の住民が魅力をもって定住できるよう、自然との共生や環境への負担軽減等により農村景観の保全を図りながら、快適で安らぎのある生活環境の整備に取り組む。

一方、地域の特色を活かした農村体験等の受入れ体制の整備を図るとともに、観光メニューと農村体験を組み合わせたニューツーリズムの取り組みを推進し、交流人口の拡大等、農村の活性化を図る必要がある。

2 生活環境施設整備計画

(1) 生活環境施設の整備

① 農村公園の設置

農村地域に憩いの場を確保し、地域住民の交流の促進を図るため、一関市農村公園条例に基づき、農村公園を19か所に設置している。

② 農村女性の家の設置

地域の農産物を利用した農産物加工等、農村の女性等が農業技術・加工技術を互いに学び、地域の豊かな食生活の創造と継承を図るとともに、世代を超えた農業者同士・消費者との交流や農業生産活動の活発化を図るため、農村女性の家を設置している。

③ 公共施設の整備

高齢化社会の進展や住生活環境の変化に対応するため、公共施設のトイレ洋式化について、整備を進めている。

(2) 農村との交流の促進

① 「食と農の景勝地」の認定

平成28年4月に国が創設した「食と農の景勝地」は、インバウンド（外国人訪問客）需要を農山漁村に取り込み、地域の活性化につなげるため、地域の「食」と「農林水産業」、「景観」等の地域資源を活用して外国人を誘客する取り組みを農林水産大臣が認定し、農林水産省が支援する制度である。

平成28年11月に「一関市・平泉町」（実行組織：一関もち食推進会議）が、「日本のもち食文化と黄金の國の原風景」として、第1弾の認定地域として選定された。

現在は「全国ご当地もちサミット」等のイベントの開催に取り組んでおり、今後は新商品の開発、もち食提供体制の強化等を目指している。

② 産地直売活動への支援

産地直売活動は、農村地域の活性化に資する取り組みであり、関係機関と連携し、産地直売団体間における情報交換の場の設定、農産物加工等の6次産業化を促進する勉強会や相談会を開催する等の支援を行っている。

③ ニューツーリズムの推進

平成 23 年 3 月に設立した「いちのせきニューツーリズム協議会」は、一関地方の地域資源を活かした教育旅行や着地型観光により交流人口を拡大し、地域の活性化と地域社会の維持発展の実現を図ることを目的としている。

他の地域からの教育旅行の民泊受入れを主な事業とし、参加農家の開拓や旅行会社等への営業を展開した結果、現在は 100 軒を超える受入れ農家の協力のもと、年間 700 人以上の民泊受け入れを実施している。

今後は、「日本版DMO」、「食と農の景勝地」、「世界農業遺産」、「地産外商」と連携した取り組みにより、幅の広いニューツーリズム事業を展開する。

④ 地域活動への支援

農村地域の活性化を図るため、「一関市農村地域活性化モデル支援事業」によりモデル支援団体を選定し、都市農村交流等において、地域資源を活用した多様な取り組みを支援している。

また、モデル支援団体には、「緑のふるさと協力隊」（NPO法人地球緑化センターから派遣）及び「農村地域づくり活動支援員」（総務省の地域おこし協力隊制度を活用し設置）を派遣し、農村地域の活性化のための活動を支援している。

⑤ 農業祭の開催

市内で生産された優良な農畜産物の即売等を行い、生産者と消費者の交流を通じて生産者の意識向上と消費者の地場産品に対する理解を深めるため、いわて平泉農業協同組合等と連携し、各地域で農業祭を開催している。

⑥ 地産地消と食育

市内 6 か所の学校給食センターで使用する食材について、市内産の優先使用を基本とし、各地域の産地直売団体や生産者組織等と連携を図り、学校給食センターごとに安定供給を目指した計画的な作付けや供給調整を支援する取り組みを行っている。

また、「もち給食」や「はっと給食」等、地域色豊かな給食メニューの提供に努めているほか、児童・生徒が地元の生産農家とともに食す交流会を開催しており、地域の食文化への理解増進に取り組んでいる。

⑦ 地産外商の促進

一関の農畜産物や物産を市内外にPRし購買につなげるためには、個々のブランド強化を図るとともに、「地域ブランド」を創出することが必要となっており、首都圏を中心としたイベント等を開催し、農商工が連携し認知度アップに向けた取り組みを展開している。

- ・首都圏の交流都市（町田市ほか）のイベントへの参加
- ・都内における独自イベント「うまいもん！まるごといちのせきの日」の開催
- ・一ノ関駅東口通路での「駅マルシェ」の開催 など

(3) 美しい農村景観の保全

① 自然観光資源と地域に伝わる風習

本市は、世界遺産平泉の追加登録を目指している骨寺村荘園遺跡をはじめ、名勝・天然記念物厳美溪や日本百景狢鼻溪、栗駒国定公園栗駒山や県立自然公園室根山、豊富な湯量をもつ一関温泉郷等の優れた自然観光資源が多く、また、国指定重要無形民俗文化財である室根神社祭

のまつりバ行事、県指定無形民俗文化財である舞川鹿子踊や大原水かけ祭り等、地域に伝わる風習も永く残されている。

こうした優れた資源や風習を維持しながら、生活環境の整備を図り、美しい農村景観の保全に取り組む。

② 世界農業遺産認定への取り組み

平成 14 年に国際連合食糧農業機関が創設した「世界農業遺産」は、社会や環境に適応しながら形づくられてきた伝統的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、景観、生物多様性等が一体となった世界的に重要な農業システムを、次世代に継承することを目的としており、平成 29 年 8 月現在、世界 17 ヶ国 38 地域（うち日本は 8 地域）を認定している。

本市の舞川地区を含む「東稲山麓地域」（実行組織：東稲山麓地域世界農業遺産認定推進協議会）は、「東稲山麓の棚田等を活用した伝統的な中山間地域農業」と「北上川流域の遊水地等を活用した大規模水田農業」を組み合わせた農業スタイルが、北上川の水害対策として先人達が築き上げてきたものであり、また、東稲山と北上川が共存した景観、環境、文化、伝統等を育み、地域の暮らしを支える農業システムを形成していることから、世界農業遺産認定に向けた取り組みを行い、東稲山麓地域の活性化を目指している。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

① 生活環境の整備

本市は、栗駒国定公園をはじめ、多くの豊かな自然に恵まれている。

一関地域の真湯温泉センター、大東地域のアストロ・ロマン大東、また市街地に近い蘭梅山ほか数か所で生活環境保全林を設置する等、生活環境の整備に積極的な取り組みを行っている。

② 一関市バイオマス産業都市構想

本市は、平成 28 年 10 月に国から「バイオマス産業都市」として認定された。

平成 26 年度から実施している「資源・エネルギー循環型まちづくり」の一環として、森林資源からの木材や家畜排泄物等、生物由来のバイオマスを活用し、資源とエネルギーが地域内で循環する豊かなまちづくりを目指している。

【目指すべき将来像】

- エネルギーとそれを生み出す費用が地域内で循環し、地域全体が潤うまち
- 全ての地域住民が恩恵を受ける仕組みを構築し、地域の新たな産業としてバイオマスの利用が定着するまち
- 放射性物質の課題を克服し、エネルギーを供給できるまち
- 近隣の市町との共生による、災害に強くエネルギーを自給できるまち
- 地域のバイオマスを活用する担い手を育成し、持続可能な地域社会を次世代につなぐまち

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

本市では、一関市地域防災計画に基づき、防災対策の推進や防災体制づくりに取り組んでいる。

過去の災害は、大雨による洪水、平成 20 年 6 月 14 日の岩手・宮城内陸地震や平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災等、甚大な被害が発生しており、近年は、局地的豪雨による災害が多くなっている。

山火事防止では、林野火災の多発する3月1日から5月31日までを山火事防止月間とし、関係機関・団体が連携して予防運動を実施しているほか、広報紙による普及啓発等により防止に努めている。

治山関係では、災害危険個所の把握を基に、総合的な治山対策を推進している。

第 1 0 附図

別添

- 1 土地利用計画図 (附図 1 号)
- 2 農業生産基盤整備開発計画図 (附図 2 号)
- 3 農用地等保全整備計画図 (附図 3 号)
- 4 農業近代化施設整備計画図 (附図 4 号)